

議案第 72 号

平成 28 年熊本地震復興基金条例の制定について
平成 28 年熊本地震復興基金条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 1 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

平成 28 年熊本地震による災害からの早期復興を図るための基金を設置するため、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

平成28年熊本地震復興基金条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

平成28年熊本地震復興基金条例

(設置)

第1条 平成28年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、平成28年熊本地震復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。